

給水装置工事に係る主任 技術者の職務等について

平成28年4月

須賀川市上下水道部水道施設課

I 給水装置工事主任技術者の職務

◆給水装置工事主任技術者の役割

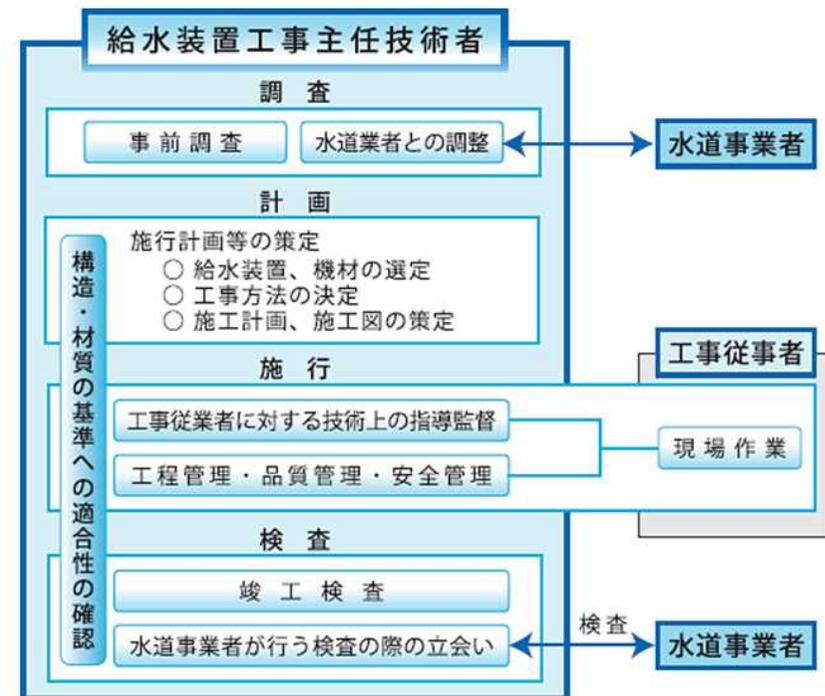
給水装置工事主任技術者は、給水装置工事事業者が水道事業者から水道法に基づく指定を受けるための必須の国家資格者であり、

(1)給水装置工事に関する技術上の管理、(2)給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督、(3)給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認などの職務を行わなければならないと水道法で定められている。

給水装置工事とは、水道事業者が道路下に敷設している配水管に需用者に給水するための給水管を接続する箇所から、配水管の水圧を利用して使われる末端の給水用具(蛇口、給湯器、自動湯張り型風呂、洗浄便内蔵型大便器など)までの範囲における工事をいい、給水装置工事は(軽微なものを除く)水道事業者が指定する指

定給水装置工事事業者(市町村等の指定水道工事店)が行うこととされている。

給水装置工事の流れと給水装置工事主任技術者の職務



I 給水装置工事主任技術者の職務

◆主任技術者に求められる知識と技能

(1) 給水装置工事は、工事の内容が人の健康や安全に直結した給水装置の設置工事であることから、給水装置の選択や工事の施工が不良であれば、その給水装置によって水道水の供給を受ける利用者のみならず、水道事業者の配水管への汚水の逆流の発生などにより公衆衛生上大きな被害を生じさせる恐れもあるので、衛生上十分な注意を要する工事である。

(2) 給水装置工事は、布設される給水管などが地中や壁中に隠れてしまうので、施工の不良を発見することも、それが発見された場合の修繕も容易ではないという特殊性がある工事である。

(3) 主任技術者は、常に、水道が国民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要であり、給水装置の構造・材質基準や給水装置工事技術などについての専門的な知識と経験を有していることが求められる。

(4) 給水装置工事は、現場ごとに発注者から目標品質が定められる「受注生産」であり、また、「現場施工」で

あることなどの建設工事としての特殊性があり、個々の現場の状況や必要となる工種に応じた工事計画の立案や品質管理などを適切に行わなければならない。

(5) 主任技術者には、調査段階から検査段階に至るまでのそれぞれの段階に応じて、次のような職務を確実に実施できるような、様々な専門的な知識及び技能が求められる。

- ① 事前調査
- ② 水道事業者等との調整
- ③ 給水装置、機材の選定
- ④ 工事方法の決定
- ⑤ 必要な機械器具の手配
- ⑥ 施工計画、施工図の作成
- ⑦ 工事従事者に対する技術上の指導監督
- ⑧ 工程管理、品質管理、安全管理
- ⑨ 工事従事者の健康の管理
- ⑩ 工事の竣工検査

II 関係法規等

◆水道法

(給水装置工事主任技術者)

第二十五条の四 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第三項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 一 給水装置工事に関する技術上の管理
- 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指

導監督

三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

四 その他厚生労働省令で定める職務

4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。



II 関係法規等

◆水道法施行令

(給水装置の構造及び材質の基準)

第5条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当

な措置が講ぜられていること。

六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

Ⅱ 関係法規等

◆須賀川市指定給水装置工事事業者規定

(主任技術者の職務等)

第11条第1項 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(3)給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認

(工事検査)

第15条第1項 指定工事業者は、給水条例第10条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書(第2号様式)により市長に申請しなければならない。

※ 工事事業者は、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、給水装置工事を適正に施行することができると認められる者として、水道事業管理者から指定を受けている。このことから、指定工事業者が施工することで、その給水装置工事が適正であると言えなければならない。よって、工事事業者及び主任技術者は、責任を持って給水装置工事の施工及び完了図書の提出、検査の受検をしなければならない。

